

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照表

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定薬物） 第一条（略） 一〇十一（略） 十二（略） 十三 N―（一―アダマンチル）―（五―クロロペンチル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類 十四（略） 十五〇七十五（略） 七十六（略） 七十七 N・N―ジエチル―七―メチル―四―プロピオニル―四・六・六・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類</p>	<p>（指定薬物） 第一条（略） 一〇十一（略） 十二 四―アセトキシ―N・N―ジメチルトリプタミン及びその塩類 （新設） 十三 N―（一―アダマンチル）―（四―フルオロベンジル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類 十四〇七十四（略） 七十五 N・N―ジエチル―四―ヒドロキシトリプタミン及びその塩類 （新設）</p>

七十八 (略)

七十九～八十八 (略)

八十九 (略)

九十一 二一 (ジフェニルメチル) ピペリジン及びその塩類

九十一 (略)

九十二～二百四十三 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一～四 (略)

五 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	二一 (ジフェニルメチル) ピペリジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

七十六 N・N―ジエチル―五―メトキシトリプタミン及びその塩類

七十七～八十六 (略)

八十七 ジフェニル (ピロリジン―ニール) メタノール及びその塩類

(新設)

八十八 二一 (ジフェニルメチル) ピロリジン及びその塩類

八十九～二百四十 (略)

(医療等の用途)

第二条 (略)

一～四 (略)

五 (略)

(略)	(略)	ジフェニル (ピロリジン―ニール) メタノール、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
(略)	(略)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	二一 (ジフェニルメチル) ピロリジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
(略)	(略)	(略)	(略)